

苫小牧工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修に関する規程

規則第43号

制 定 平成15年4月1日
一部改正 平成16年4月1日
一部改正 平成17年4月1日
一部改正 平成18年4月1日
一部改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第63条第3項及び第65条の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、履修届（別紙第1号様式）を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及びその他の試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、病気、忌引、その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対し実施する。

4 その他の試験は、科目担当教員が必要と認めたときに実施することがある。

(成績の評価)

第5条 成績は授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して100点法で評価し、次の区分によって評定する。

評 定	評 語	優	良	可	不 可
	評 価	80点以上	79～70	69～60	59点以下

(単位の認定)

第6条 前条の規定に基づき、優、良、可に評定された授業科目のうち、出席時間数が年間総授業時間数の3分の2以上の科目については、当該授業科目の単位を修得したものととして認定する。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、再履修願（別紙第2号様式）を提出し、次年度において再履修することができる。

(修了の認定)

第8条 専攻科の修了の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

2 修了の認定に当たっては、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていることを基準とする。

- 一 学則別表第5及び第6に定める科目を履修していること。
- 二 所定の単位62単位以上（そのうち一般科目8単位以上、専門共通科目22単位以上、専門科目32単位以上）を修得していること。
- 三 苫小牧工業高等専門学校「環境・生産システム工学」教育プログラムの履修及び修了に関する規程に基づき、「環境・生産システム工学」教育プログラムを修了していること。

(他の専攻で履修した単位認定)

第9条 本校の他専攻で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ指導教員の許可を得た上で、他専攻授業科目履修願（別紙第3号様式）を提出しなければならない。これにより修得した単位は、8単位を超えない範囲で、当該専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。

(他の大学等で履修した単位認定)

第10条 大学及び高等専門学校の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得た上で、大学等受講届（別紙第4号様式）を提出しなければならない。これにより修得した単位は、16単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。ただし、これにより修得した一般科目の単位は2単位を限度とし、専門科目の単位は14単位を限度とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第2項第一号の規定は、平成20年4月1日から適用する。